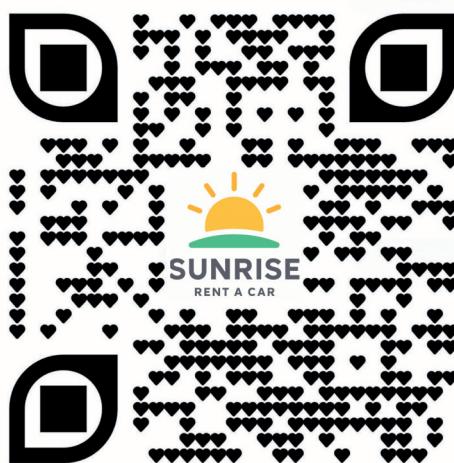


SUNRISE

日の出 レンタカー RENT A CAR

付属書：バッテリー・タイヤ・アクセサリー等



公式サイト

sunrise-rent.com

電装品の使用に関する責任

第1条 電装品の使用に関する責任

1.1 借受人（以下「お客様」という）は、車両の電装システムを正しく使用・管理する責任を負うものとします。

1.2 エンジン停止中に、室内灯、ヘッドライト、オーディオ機器、充電器、その他の電気装置を点灯・使用したままにする行為は禁止されています。

1.3 これらの行為により、バッテリーが完全に放電し、エンジンが始動できなくなる場合があります。

第2条 バッテリー上がりの性質

2.1 室内灯の消し忘れや、長時間の電装品使用等により発生したバッテリー上がりは、**車両の故障や整備不良ではなく、お客様による過失（誤使用）**とみなされます。

2.2 本件は、契約書に定める借受人の責任範囲に該当します。

第3条 ロードサービスおよび対応時間

3.1 お客様の誤使用により発生したバッテリー上がりについては、当社のロードサービスにて対応できる場合がありますが、状況により対応まで時間を要する場合があります。

3.2 出動時間は即時対応を保証するものではなく、交通状況・距離・他の要請状況等により変動することをお客様は予め承諾するものとします。

3.3 合理的な遅延が生じた場合であっても、当社の契約不履行には該当しません。

第4条 事例説明

4.1 よくある事例：お客様が夜間に室内灯を消し忘れたため、翌朝バッテリーが完全に放電し、車両が始動できなくなったケース。

4.2 この場合の責任は全てお客様にあり、出張費・ジャンプスタート費用・バッテリー交換費用等は、当社の料金表に基づきお客様の負担となります。

第5条 お客様の義務

5.1 お客様は、車両を離れる際または使用を終了する際に、全ての電装品が確実に消灯・停止していることを確認しなければなりません。

5.2 この確認を怠った場合に発生した損害・費用・サービス遅延について、お客様は補償・返金・割引を請求できないものとします。

お客様の責任 — 車両内装および付属品について

1. 装備品の取り外し・改造の禁止

- お客様は、車両に設置されているいかなる装備品（ドライブレコーダー、マウント、センサー、安全装置等を含むがこれに限られない）を、取り外し・移動・改造・配線の抜き差し等を行うことを厳しく禁止します。
- これらの行為は重大な契約違反とみなされ、修理および再設置に要する実費をお客様にご負担いただきます。

2. 内装部品および付属品の紛失・破損・盗難

- 以下の項目に関して、紛失・破損・盗難等が発生した場合は、お客様の全責任となります。これらは車両の一部として扱われます。
- サンシェード（車用日除け）：すべての車両に標準装備されています。直射日光による車両の劣化防止に使用されますが、最も盗難・破損の多い付属品の一つです。紛失時には実費をご請求いたします。
- ドア内側のハンドル、パネル、モニター、ナビ・オーディオ画面、ウインドウガラス等：傷・ひび割れ・破損等が確認された場合は、見積書に基づき実費をご負担いただきます。
- フロアマットおよびカーペット類：車両の一部として扱われます。お客様が清掃目的で取り外し、そのまま忘れて紛失した場合も、再購入費用をご負担いただきます。

3. 使用および清掃の義務

- お客様は、車内を常に清潔な状態に保つ義務があります。グローブボックス、シートポケット、収納スペース、座席下等にゴミや私物を放置することは禁止されています。

4. 速やかな報告義務

- 万が一、破損・不具合・紛失等が発生した場合は、直ちにレンタカー会社へ報告してください。報告がない場合、故意・過失を問わず、全額をお客様の負担とさせていただく場合があります。

タイヤおよびガラス損傷の責任について

1. 貸渡期間中に発生したタイヤのパンク、破裂、損傷、変形、摩耗等については、
すべてお客様（借受人）の責任となります。
 - a. - CDW（免責補償制度）は、タイヤ、ホイール、ホイールキャップ、アライメント等の損傷を補償対象外とします。
 - b. - 特に、道路の穴（ポットホール）や段差の上を走行したことによる損傷、
縁石や鋭利な物による損傷は補償されません。
 - c. - 修理費・交換費・レッカー移動費・出張交換費用などはすべてお客様のご
負担となります。
2. **注意事項:**
 - a. - 道路の穴や段差は、タイヤに**深刻な損傷（パンク、裂け、さらには爆発）
**を引き起こす可能性があり、重大な事故につながる恐れがあります。
 - b. - お客様は減速し、道路上の穴や障害物を避けて走行するよう十分注意して
ください。
3. **走行中に飛び石や小石、落下物などが当たって発生したフロントガラス、サイド
ガラス、リアガラス、ヘッドライト、テールランプ、ミラー等の損傷は、全額お
客様の負担となります。**
 - a. - 小さな石でもフロントガラスにひびが入ることがあり、ひび割れは修理で
きません。
 - b. - この場合、ガラス全体の交換が必要となります。
 - c. - CDW補償制度ではガラス、ライト、ミラーなどの飛び石損傷は補償対象外
です。
 - d. - フロントガラスの交換費用は車種により異なりますが、小型車（例：スズ
キ ソリオ）でも22万円以上となる場合があります。
4. **お客様には、安全な車間距離を保ち、砂利道や未舗装道路での走行を避けるな
ど、十分な注意運転をお願いいたします。**